

(参考) 消費税免税店（輸出物品販売場）の都道府県別分布（2016年4月1日現在）

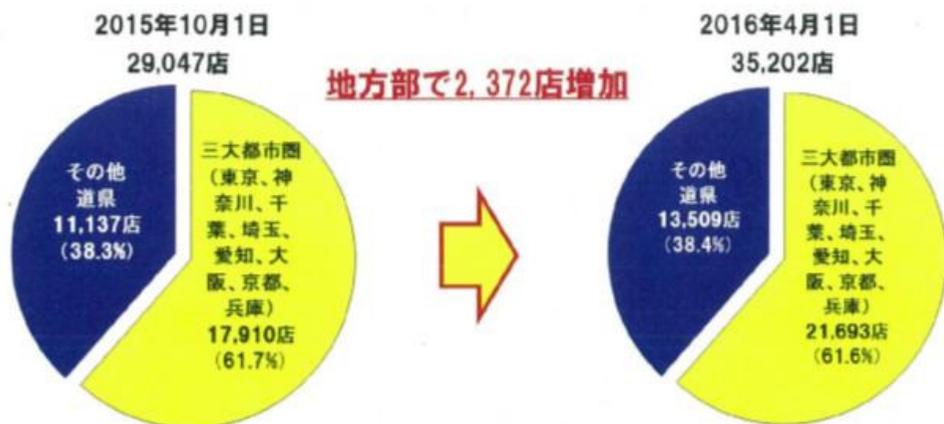
	店舗数		増加数	対前回比率
	2015.10.1	2016.4.1		
札幌国税局	1,603	1,881	278	117.3%
北海道	1,603	1,881	278	117.3%
仙台国税局	862	1,149	287	133.3%
青森	112	149	37	133.0%
岩手	88	110	22	125.0%
宮城	437	579	142	132.5%
秋田	57	74	17	129.8%
山形	64	94	30	146.9%
福島	104	143	39	137.5%
関東信越国税局	2,086	2,521	435	120.9%
茨城	270	341	71	126.3%
栃木	260	292	32	112.3%
群馬	150	174	24	116.0%
埼玉	866	1,060	194	122.4%
新潟	199	244	45	122.6%
長野	341	410	69	120.2%
東京国税局	10,674	12,946	2,272	121.3%
千葉	1,370	1,663	293	121.4%
東京	7,547	9,040	1,493	119.8%
神奈川	1,618	2,072	454	128.1%
山梨	139	171	32	123.0%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2015.10.1	2016.4.1		
金沢国税局	558	679	121	121.7%
富山	279	313	34	112.2%
石川	250	324	74	129.6%
福井	29	42	13	144.8%
名古屋国税局	2,232	2,783	551	124.7%
岐阜	245	291	46	118.8%
静岡	637	787	150	123.5%
愛知	1,037	1,315	278	126.8%
三重	313	390	77	124.6%
大阪国税局	5,997	7,186	1,189	119.8%
滋賀	215	278	63	129.3%
京都	1,090	1,288	198	118.2%
大阪	3,320	4,008	688	120.7%
兵庫	1,082	1,247	185	117.4%
奈良	180	200	40	125.0%
和歌山	150	165	15	110.0%
広島国税局	1,019	1,204	185	118.2%
鳥取	78	90	12	115.4%
島根	44	52	8	118.2%
岡山	298	368	70	123.5%
広島	503	587	84	116.7%
山口	96	107	11	111.5%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2015.10.1	2016.4.1		
高松国税局	397	512	115	129.0%
徳島	52	60	8	115.4%
香川	166	192	26	115.7%
愛媛	129	156	27	120.9%
高知	50	104	54	208.0%
福岡国税局	2,070	2,480	410	119.8%
福岡	1,637	1,923	286	117.5%
佐賀	142	179	37	126.1%
長崎	291	378	87	129.9%
熊本国税局	915	1,126	211	123.1%
熊本	264	338	74	128.0%
大分	231	292	61	126.4%
宮崎	127	149	22	117.3%
鹿児島	293	347	54	118.4%
沖縄国税事務所	634	735	101	115.9%
沖縄	634	735	101	115.9%
合計	29,047	35,202	6,155	121.2%

2016年4月1日現在：国税局所管地域別（国税庁集計）

三大都市圏と地方部の免税店数



免税店数の推移



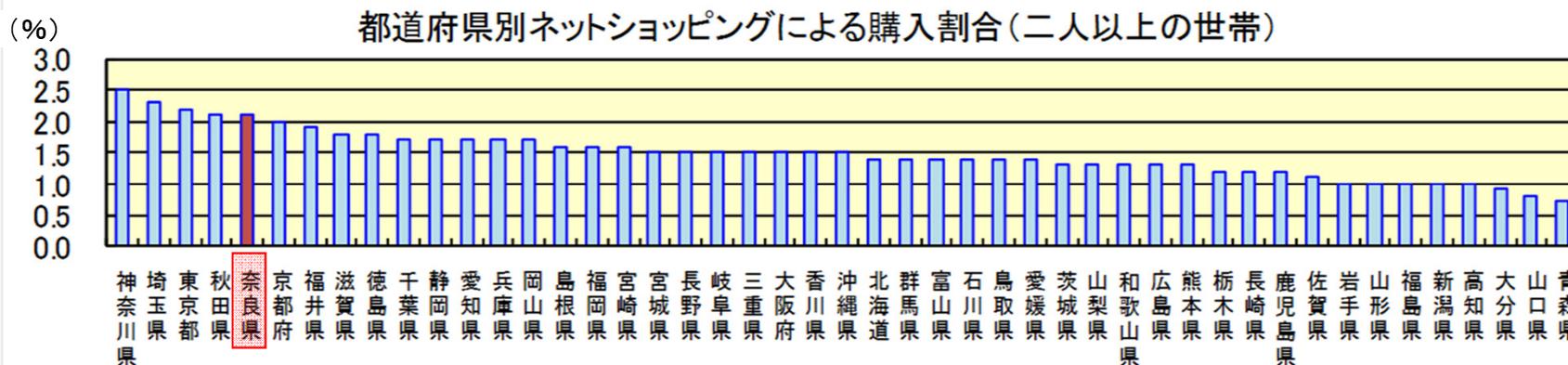
参考資料：「消費税免税店（輸出物品販売場）の都道府県別分布（2016年4月1日現在）」（観光庁）

商業統計からの除外

通信・カタログ販売、インターネット販売については、消費地と異なる事業者の所在地で計上されていると考えられることから、商業統計を清算基準に用いるに当たって除外すべきである。その際、統計基準のウェイトを引き下げ、その分人口基準の比率を引き上げるべきである。



「商業統計(平成6年、平成9年、平成14年、平成19年、平成26年)」(経済産業省)より作成



「統計トピックスNo.92 急増するネットショッピングの実態を探る」(総務省統計局)より作成

除外の効果

【P31の提言による調整後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H26商業統計)	75%
	サービス業対個人事業 収入額(H24経済センサ ス活動調査)	
人口基準		17.5%
従業者基準		7.5%



【除外後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H26商業統計)	73%
	サービス業対個人事業収 入額(H24経済センサス活 動調査)	
人口基準		19.5%
従業者基準		7.5%

経済センサス活動調査からの除外

○平成27年度税制改正で除外された取引の計上の適正化

➤平成27年度税制改正では、消費者の所在地で計上されるべきとして、「情報通信業」、「旅行業」、「競輪・競馬等」が清算基準に用いる経済センサス活動調査から除外された。

地方消費税の清算基準の見直しについて(平成26年11月 総務省自治税務局)(抜粋)

地方消費税の清算基準としては、消費者(購入者)の所在地で都道府県別に計上されているべきであるが、そのうちの多くが、サービスの供給地で計上されていると考えられる次のものを除外する。

－ 情報通信業(G)、旅行業(791)、競輪・競馬等(803)

➤その際、除外後にサービス分のシェアを計算(P8(参考)参照)。しかし、除外せずに計算すれば、サービス分のシェアがより上昇し、その分従業者基準の更なる引下げ、人口基準の更なる引上げにつながったはずであり、除外の結果としてマクロ的にはサービス分の過小評価により従業者基準があるべき比率よりも高止まりしたことになる。除外した取引は本来人口基準が割り当てられるべき取引であることからすれば、高止まりした(嵩上げされた)分の従業者基準をあるべき比率に戻してその分人口基準の比率を引き上げる見直し(従業者基準から人口基準への振替え)が必要となる。

○最終消費地と異なる場所で提供される取引の除外(国際課税の動向等を踏まえた平成27年度税制改正の趣旨の徹底)

➤また、他にも除外すべき取引として、「社会通信教育」、「持ち帰り・配達飲食サービス業」、「学術研究、専門・技術サービス業」があり、その除外を行う必要。その際、統計基準のウェイトを引き下げ、その分人口基準の比率を引き上げる必要。

(注1) 「社会通信教育」は消費地と統計が計上される事業者の所在地の乖離が明らかであるが、「持ち帰り・配達飲食サービス業」、「学術研究、専門・技術サービス業」についても、提供場所で消費されない蓋然性が高く、国際課税の最新の動向等を踏まえると、消費者の居住地に税収を帰属させるべき。

(注2) 欧州では、コンサルティング、法律、会計、リサーチ等の知的サービス等は、「消費地が明確でないサービス」すなわちintangible serviceとされ、仕向地主義の徹底が進められている(P23参照)

上記2つの提言を反映

【P33の提言による除外後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H26商業統計)	73%
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	
人口基準		19.5%
従業者基準		7.5%



【反映後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H26商業統計)	72%
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	
人口基準		23%
従業者基準		5%

○非課税取引の除外

➤先行研究では、医療・福祉分野の非課税取引については、地方消費税の清算基準における「消費に相当する額」に算入すべきでないとされていた。

○「地方消費税の清算基準に関する研究会報告書」(平成20年4月 (財)地方自治情報センター)(抜粋)

現行統計の利用

統計における非課税部門の額は大きいことから、清算基準の見直しにあたっては、現在の『サービス業基本統計』の「サービス業対個人事業収入額」に含まれている、「L不動産業」のうち「不動産賃貸業」「貸家業・貸間業」、「N医療・福祉」のうち「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」等の非課税部分は「消費に相当する額」に算入する対象から除くべきである。

○「地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究会報告書」(平成22年1月 (財)地方自治情報センター)(抜粋)

現行統計の利用

今後「経済センサス」が導入された際には適切な対応が必要である。また、清算基準の見直しにあたっては、現在の「サービス業基本統計」の「サービス業対個人事業収入額」に含まれている「医療業」等の消費税の非課税部分は「消費に相当する額」に算入する対象から除くべきである。

➤ところが、平成27年度税制改正では、「社会保険事業団体」を除き経済センサス活動調査からの除外(「消費に相当する額」への不算入)はなされなかった。

➤その際、「最終価格に仕入れ段階の地方消費税の中間投入額が比較的反映されている」ことが考慮材料とされた。

地方消費税の清算基準の見直しについて(平成26年11月 総務省自治税務局)(抜粋)

○サービス業対個人事業収入額

経済センサス活動調査に基づくサービス業対個人事業収入額については、地方消費税の清算基準の趣旨にかんがみ、次のとおり取り扱う。

① 非課税取引を行う業種のうち、消費者の購入時の最終価格に、仕入れ段階の地方消費税の中間投入額が比較的反映されていないと考えられる次のものを除外する。

- － 土地売買業(6812)、土地賃貸業(6912)、貸家業・貸間業(692)
- － 社会保険・社会福祉・介護事業(85)の中の社会保険事業団体(851)

- しかし、これらの取引については、あくまで、仕入れの段階で地方消費税を負担しておりながらその負担額は控除できない非課税事業者自身（病院等）が、地方消費税の負担という面において最終消費者である。
- そして、この最終消費者による地方消費税の負担の状況は、平成26年診療報酬改定において消費税率引上げに伴う対応が初診料、再診料などの基本診療料等の上乗せ措置により行われたことから明らかなように、経済センサス活動調査に計上されている患者等による最終価格の負担の状況とは乖離していると言わざるを得ない。
- にもかかわらず、経済センサス活動調査から除外がなされないことは、土地売買など他の非課税取引の取扱いと比べてアンバランスである上、企業単位では集計できても事業所単位で対個人収入が把握できない産業分類（建設業、電気・ガス・熱供給・水道業等）は除外する（P28参照）など、清算基準として直接必要な都道府県別の数値が把握できない場合には当該産業分類を除外してきた取扱いとも矛盾する。
- したがって、これらの取引を統計基準から除外することが不可欠である。

消費税 8%への引き上げに伴う対応について

厚生労働省資料

<消費税対応について>

- 社会保険診療は非課税かつ公定価格であり、医療機関等は患者に仕入れに係る消費税負担を転嫁できない。
- このため、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上がることに伴う医療機関等の消費税負担上昇分については、診療報酬で補てんする。

(消費税対応分)

改定率	+1.36%	(約5,600億円)
本体	+0.63%	(約2,600億円)
薬価	+0.64%	(約2,600億円)
材料	+0.09%	(約400億円)

医科	+0.71%	(約2,200億円)
歯科	+0.87%	(約200億円)
調剤	+0.18%	(約100億円)

<改定財源の診療報酬点数への上乗せについて>

- 薬価、特定保険医療材料価格については、**実勢価格に消費税3%分をそのまま上乗せする。**
- 本体報酬については、
 - ① 基本診療料・調剤基本料に上乗せする案（診療側）
 - ② ①に加え、仕入れ時の消費税負担が大きいと考えられる個別の報酬項目（「個別項目」）への上乗せを組み合わせる案（支払側）
 が提案されたが、公益裁定の結果、今回のように限られたデータの中で、全ての人から納得を得られるような「個別項目」への上乗せは現実的に不可能であることから、可能な限り分かりやすい形で上乗せすることを重視すべきであり、**基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、「個別項目」については、基本診療料・調剤基本料との関係上、上乗せしなければ不合理になると思われる項目等に補完的に上乗せすることが、現時点で取り得る最善の策であるとされた。**

医療機関等の仕入れの構造

非課税仕入れ (人件費等)		診療報酬で補てん (改定率1.36%相当)
課税仕入れ (委託費等)	5%	3%
課税仕入れ (医薬品・医療材料)	5%	3%

新たに医療機関等に発生する消費税負担

全ての仕入れ価格が3%引き上げられるわけではない（非課税仕入れが存在するため）ので、改定率としては、1.36%相当となる。

医科診療報酬の例

現行		改定後	
初診料	270点	(改)初診料	282点 (+12点)
再診料	69点	(改)再診料	72点 (+3点)
外来診療料	70点	(改)外来診療料	73点 (+3点)
入院基本料 (有床診療所入院基本料を含む。)	各点数	(改)入院基本料 (有床診療所入院基本料を含む。)	平均的に+2% 程度上乗せ
特定入院料			
短期滞在手術基本料			
【個別項目】		【個別項目】	
外来リハビリテーション診療料1	69点	(改)外来リハビリテーション診療料1	72点 (+3点)
外来放射線照射診療料	280点	(改)外来放射線照射診療料	292点 (+12点)
在宅患者訪問診療料1	830点	(改)在宅患者訪問診療料1	833点 (+3点)

- 他方、平成27年度改正における対応の背景には、除外しないままサービス分のシェアを計算することにより(P8(参考)参照)、サービス分のシェア上昇を通じて人口基準の比率の嵩上げが達成されたという事情があり、統計基準のウェイト75%を維持しつつ、マクロ的に人口基準への割当てを達成する方便であった可能性がある。
- しかし、非課税取引のうち社会保障分野に係るものについて、消費税収(国・地方、地方消費税1%分を除く)が社会保障財源化される中で、医療機関等が最終消費者として負担し、診療報酬等を通じて患者等に負担が実質的に転嫁される地方消費税収が、社会保険料の負担等と異なる形で患者等の居住地以外の自治体に帰属することは理解を得られにくい。
- 最も人口基準の割当てが馴染む取引といえ、ミクロ的にも端的に統計基準から除外し、その分統計基準のウェイトを引き下げ、人口基準の比率を引き上げるべきである。

○経済センサス活動調査(医療・福祉)から除外する収入(案)

※既に除外済の「851 社会保険事業団体」を除く

産業分類		(百万円)
		対個人収入
83	医療業	
831	病院	15,217,493
832	一般診療所	7,359,327
833	歯科診療所	2,350,663
834	助産・看護業	84,027
835	療術業	467,704
836	医療に附帯するサービス業	75,797
85	社会保険・社会福祉・介護事業	
853	児童福祉事業	390,591
854	老人福祉・介護事業	4,637,253
855	障害者福祉事業	338,319
859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	146,944
合計		31,068,118

(参考)消費税法上社会政策的配慮から非課税とされているもの
(社会保障分野)

- ・医療保険各法等の医療
- ・介護保険法の規定に基づく居宅サービス、施設サービス等
- ・社会福祉法に規定する社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業等

【P34の提言による除外後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H26商業統計)	
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	72%
人口基準	23%	
従業者基準	5%	

【反映後の清算基準】

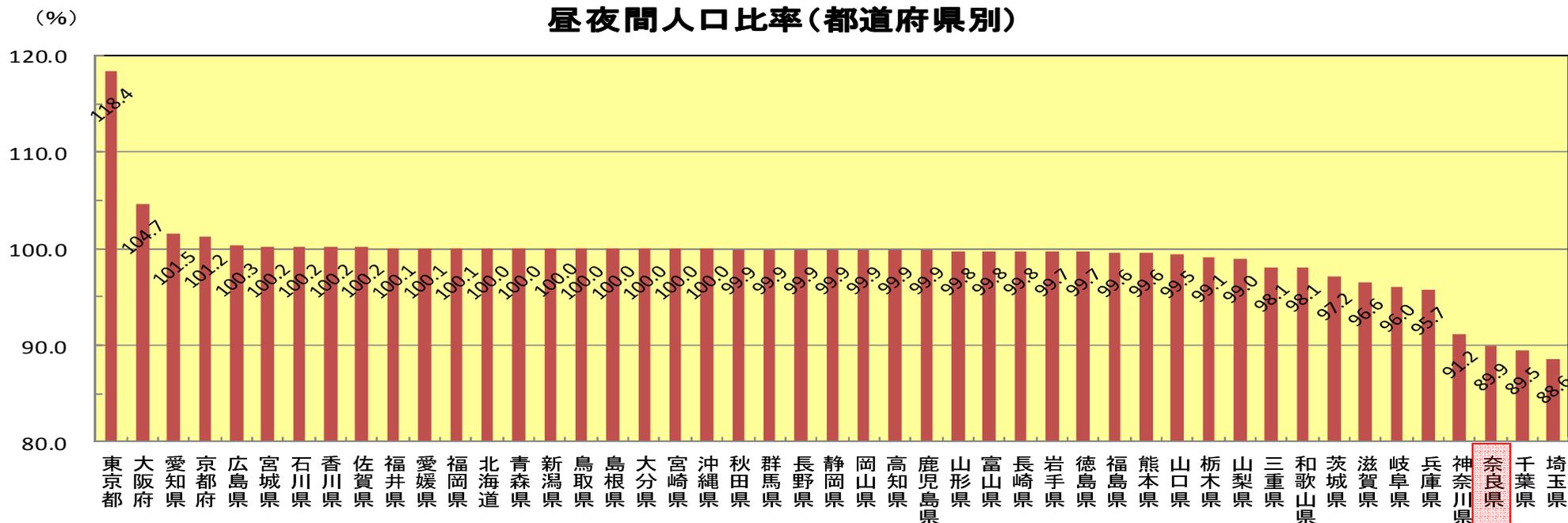
統計基準	小売年間販売額 (H26商業統計)	
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	60%
人口基準	35%	
従業者基準	5%	

店舗販売の昼夜間人口比率による補正

- 前頁までの見直しの結果、30%以上(P31参照)であったサービス分のシェアは20%弱にまで下がる(率にして4割程度の低下)。主に提供地で消費すると考えられてきたサービスの見直しがここまで必要とされる一方で、購入地以外で消費される可能性がより高いと考えられてきたモノ(財)の消費(商業統計)に係る見直しが、通信・カタログ販売、インターネット販売の除外(P33)のみにとどまるとすれば、著しく均衡を欠く。サービス分の見直しを上回る大幅な見直しが求められる。
- 特に商業統計の店舗販売については、人口の純流入が多い都道府県はその分計上額が最終消費額より増大する一方、人口の純流出が多い都道府県はその逆となるという問題がある。
- このような状況の下、商業統計の清算基準への反映に当たっては、店舗販売の2分の1について、昼夜間人口割合で割ることにより補正し、最終消費実態により近い計上を図るべきである。

(注)店舗販売のすべてについて当該補正をする考え方もあるが、店舗販売の中には昼間人口によって購入地の都道府県において最終消費されるものも含まれる。他方、昼夜間人口割合では買物などのための非定常的な移動などが考慮されず、十分な補正がなされないことやサービス分の見直しとのバランスを勘案。

昼夜間人口比率(都道府県別)

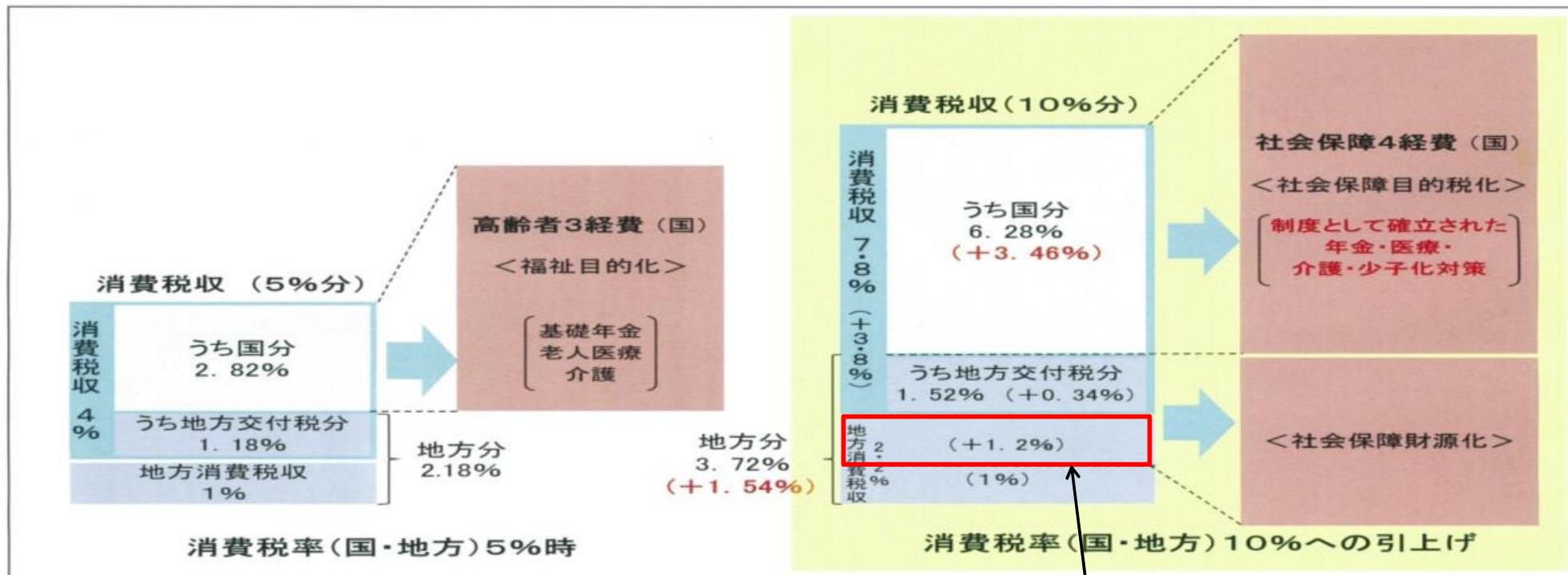


地方消費税収の使途の明確化

- 将来的な地方消費税の清算基準については、過去の提言で方向性を示したとおり、地方消費税収引上げ分の社会保障財源化の趣旨を踏まえ、地方の社会保障経費を反映した清算基準を検討していくべきである。
- その前提として、地方消費税収引上げ分と地方の社会保障経費の対応関係の定量的把握が欠かせないが、このためにも決算ベースでの地方消費税収の使途の明確化が必要となる。

引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について(平成26年1月24日 総務省自治税務局都道府県税課長通知)(抜粋)

地方団体においては、(中略) 引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようにするとともに、引上げ分の地方消費税収の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示していただきますようお願いいたします。



(注) 税制抜本改革法等に基づく。なお、消費税率(国・地方)8%への引上げ時においては、消費税収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%))、地方消費税収1.7%(+0.7%)。(地方財源3.1%)

使途の明確化

本県では、平成26年度予算より、地方消費税収の使途の明確化を実施しているが、機械的なあん分計算にとどまっている。県内市町村では、平成28年度予算においては、39市町村中29市町村が実施。

○本県平成27年度決算における使途の明確化

引き上げ分の地方消費税収が充てられた社会保障4経費その他の社会保障施策に要した経費（一般会計）

(単位：千円)

項目名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国支出金	その他	引き上げ分の地方消費税	その他	
社会福祉	障害者福祉	6,786,656	285,396	340,367	986,538	5,174,355
	高齢者福祉	1,256,963	11,012	326,657	79,330	839,964
	児童福祉	13,098,504	1,670,059	796,779	2,317,813	8,313,853
	母子福祉	66,366	22,844	4,870	7,235	31,417
	生活保護	6,011,747	4,313,817	3,475	314,210	1,380,245
	小計	27,220,236	6,303,128	1,472,148	3,705,126	15,739,834
社会保険	介護保険	14,517,999	0	0	1,792,654	12,725,345
	国民健康保険	13,175,858	0	0	1,994,656	11,181,202
	後期高齢者医療	15,062,427	0	0	1,685,317	13,377,110
	小計	42,756,284	0	0	5,472,627	37,283,657
保健衛生	医療	6,672,523	2,082,800	163,836	29,336	4,396,551
	病院	8,055,787	0	1,232,340	0	6,823,447
	疾病予防対策	281,956	96,437	18,221	50,911	116,387
	医療提供体制確保	5,973,534	40,215	5,675,835	0	257,484
	小計	20,983,800	2,219,452	7,090,232	80,247	11,593,869
合計	90,960,320	8,522,580	8,562,380	9,258,000	64,617,360	

(注)「社会福祉」とは「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。

また、項目の「引き上げ分の地方消費税」は、経費に要する一般財源の増加額（平成25年度比）に応じてあん分して計算している。

平成28年度予算における
県内市町村の使途の明確化の状況

実施市町村	未実施市町村
奈良市	五條市
大和高田市	宇陀市
大和郡山市	明日香村
天理市	上牧町
橿原市	河合町
桜井市	天川村
御所市	野迫川村
生駒市	下北山村
香芝市	上北山村
葛城市	川上村
山添村	
平群町	
三郷町	
斑鳩町	
安堵町	
川西町	
三宅町	
田原本町	
曾爾村	
御杖村	
高取町	
王寺町	
広陵町	
吉野町	
大淀町	
下市町	
黒滝村	
十津川村	
東吉野村	

使途の明確化については、地方消費税取引上げ分の使途が社会保障4経費に限定されず、生活保護、母子福祉、健康増進対策等を含めた広範囲の社会保障経費とされている一方で、特段の方針が示されないまま、地方団体に、個別の事業ごとに引上げ分の地方消費税をどの程度充当したかの説明責任が委ねられている。

○消費税法第1条第2項(国分の消費税収の使途)

消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

「社会保障4経費」

○地方税法第72条の116(地方消費税取引上げ分の使途)

1 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。)に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

「社会保障4経費」より広範

引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について(平成26年1月24日 総務省自治税務局都道府県税課長通達)(抜粋)

「社会保障施策に要する経費」には社会保障4経費が含まれているところ、この「社会保障施策」とは、・社会福祉、・社会保険、・保健衛生のいずれかに関する施策をいいます。

引上げ分の地方消費税収の使途となる「社会保障施策に要する経費」である、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」それぞれの対象範囲については以下のとおりとなります。

(1)「社会福祉」

「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、・生活保護、・児童福祉、・母子福祉、・高齢者福祉、・障害者福祉(身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉) などとなります。

(2)「社会保険」

「社会保険」とは、「保険的方法によって社会保障を行う制度の総称」ですが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、・国民健康保険、・介護保険、・年金 などとなります。

(3)「保健衛生」

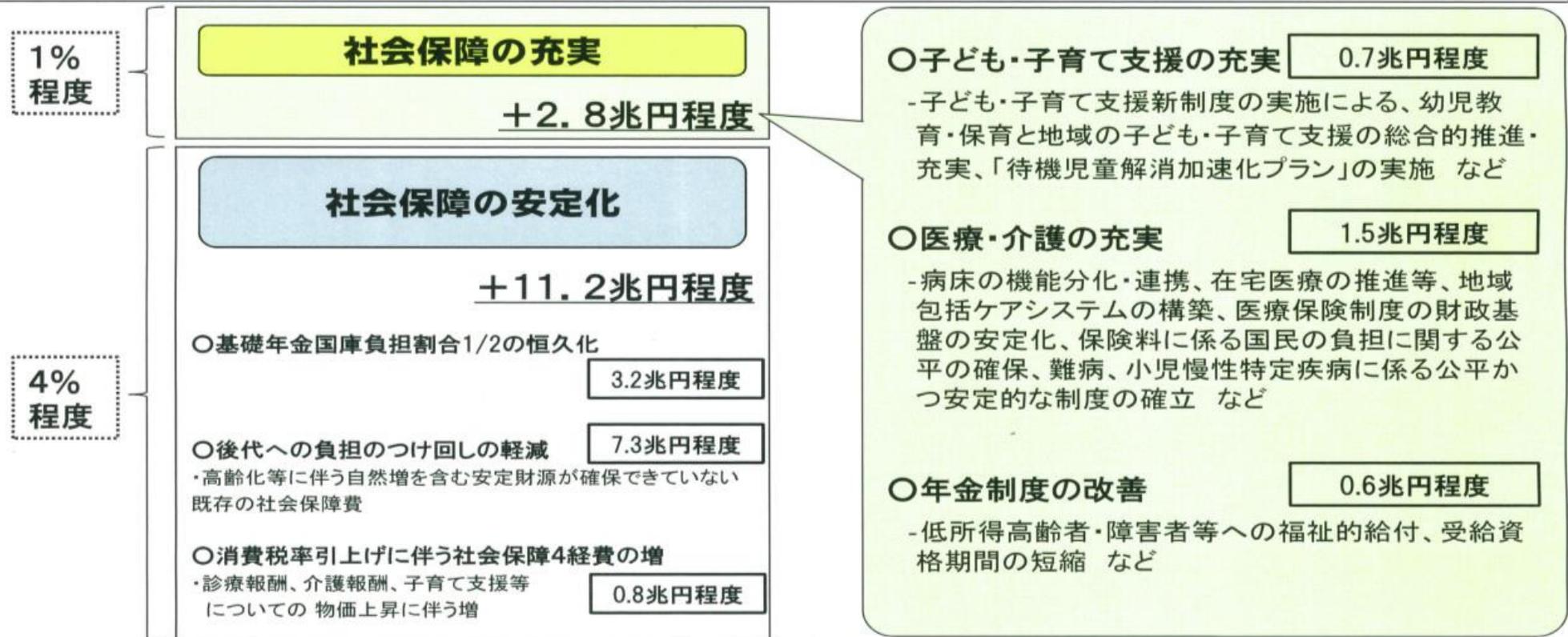
「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、・医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策 などとなります。

他方、国では、国・地方合わせた消費税取引上げ分の用途として地方単独事業を含まない社会保障4経費の充実を中心とした説明が繰り返されており、整合性をどのように図るのかという問題がある。

消費税5%引上げによる社会保障制度の安定財源確保

厚生労働省資料①

- 消費税率(国・地方)を、2014年4月より8%へ、2017年4月より10%へ段階的に引上げ
- 消費税収の使い途は、国分については、これまで高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)となっていたが、今回、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大
- 消費税収は、全て国民に還元し、官の肥大化には使わない



(注) 税制抜本改革法に沿って消費税率が平成29年4月に10%に引き上げられ、増収分が平成30年度に満年度化した場合、5%引き上げ分の14.0兆円程度のうち、1%程度の2.8兆円程度が充実に充てられる。

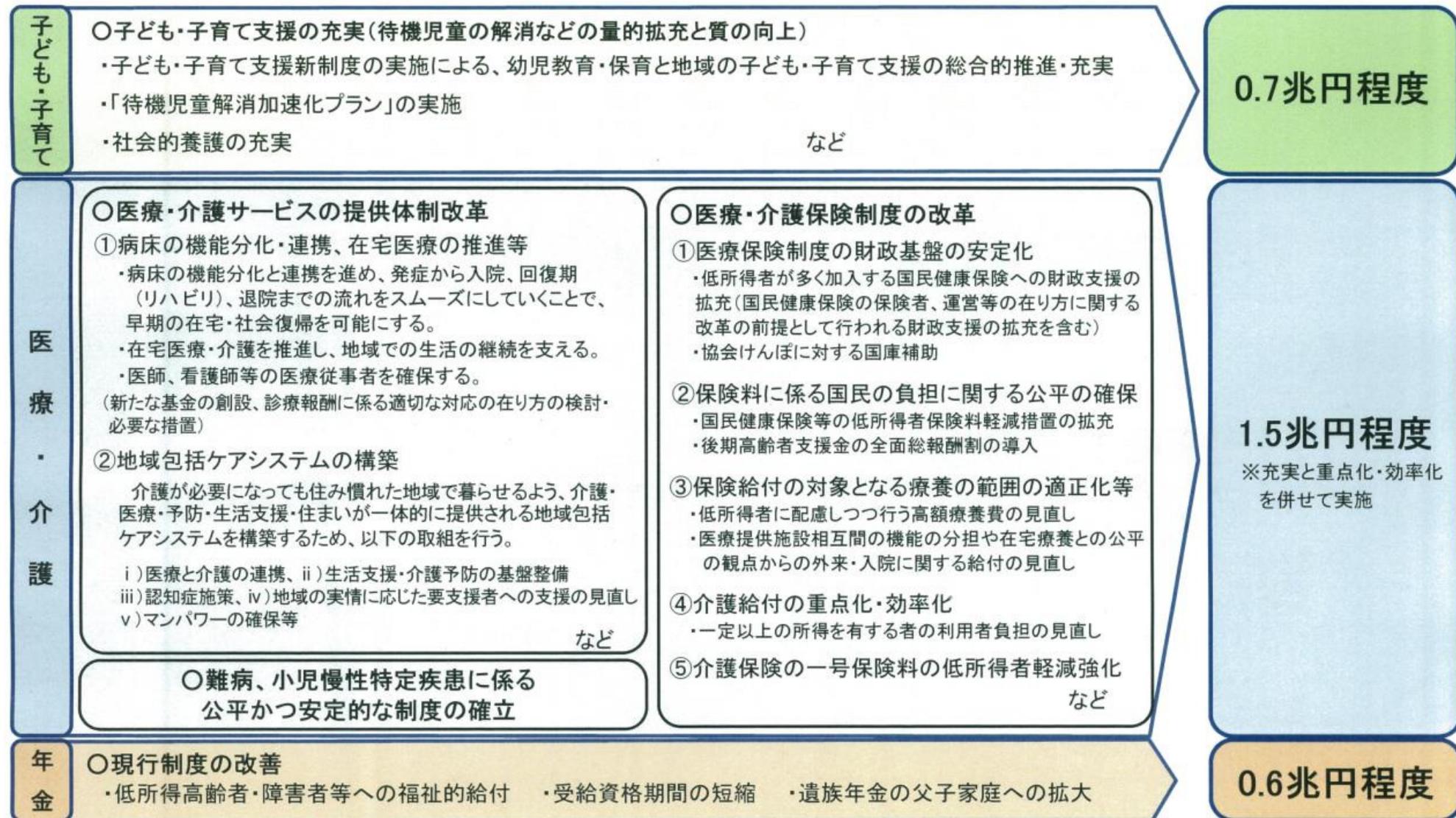
「平成28年度における社会保障の充実」(28年4月21日 第6回 社会保障制度改革推進会議 厚生労働省資料)より引用

社会保障の「充実」の全体像

厚生労働省資料②

○ 消費税上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

* 2018年度時点では、3.2兆円程度の見込み。



(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度

「平成28年度における社会保障の充実」(28年4月21日 第6回 社会保障制度改革推進会議 厚生労働省資料)より引用

平成28年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成28年度の増収額8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈28年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.1兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

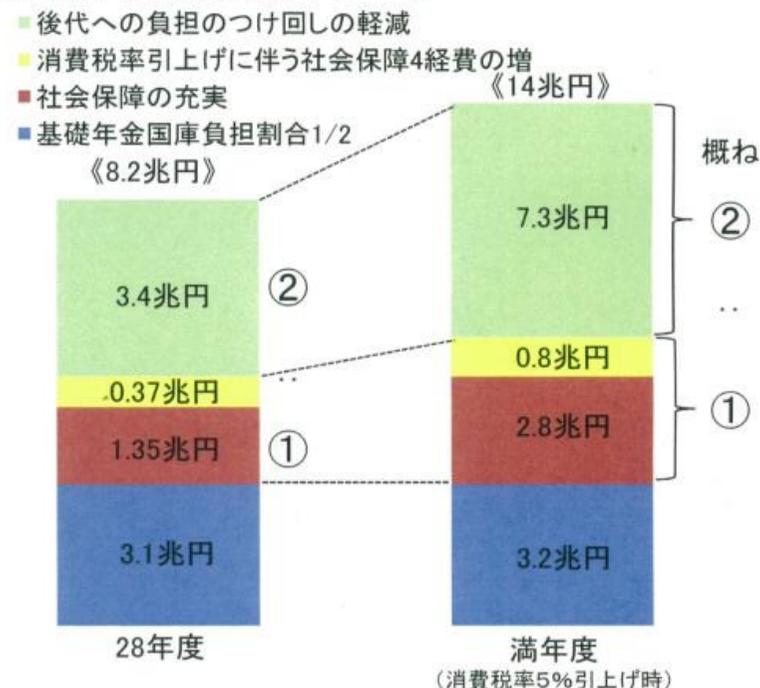
0.37兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

（参考）算定方法のイメージ



(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

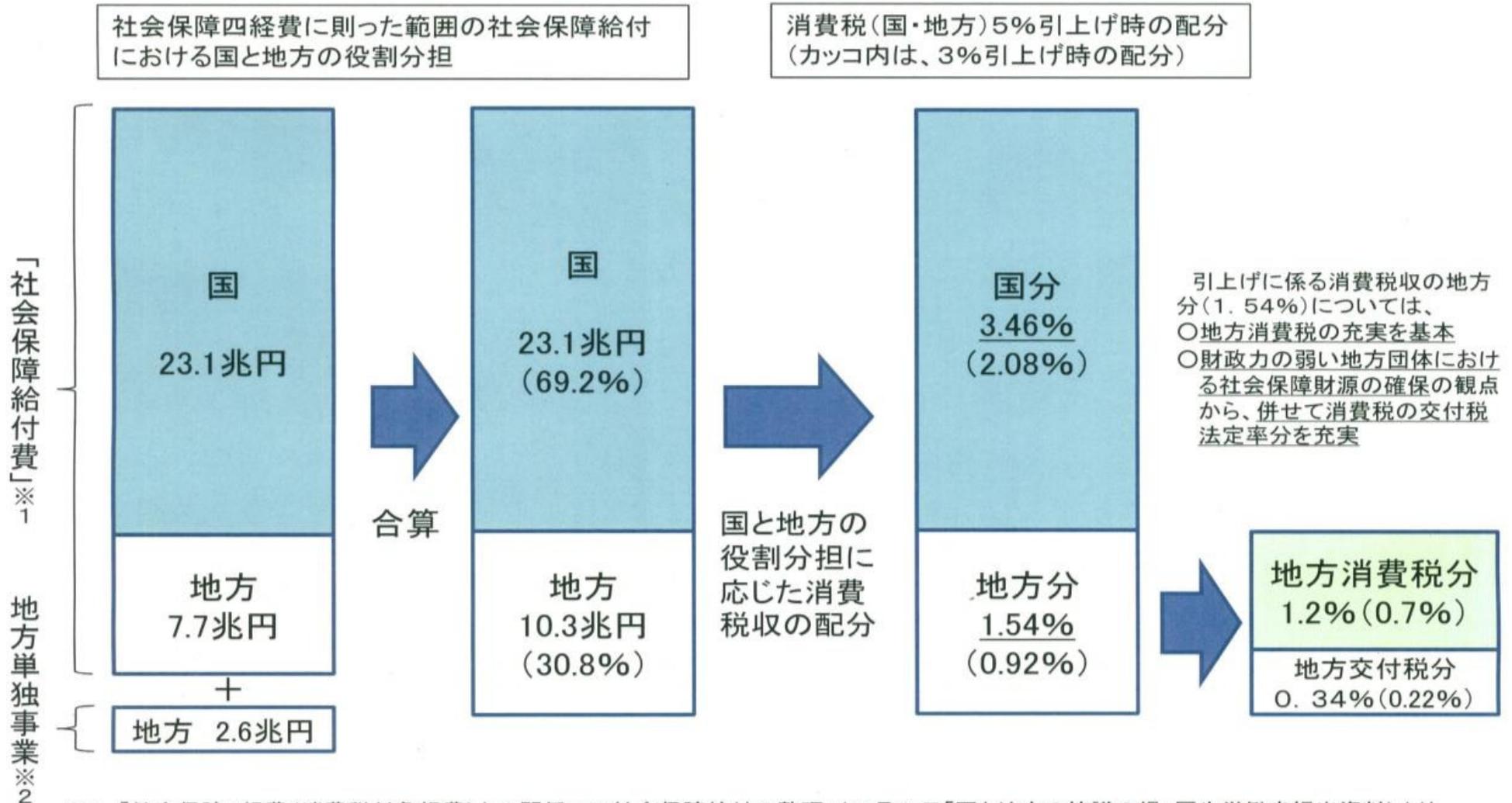
(注2) 上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

「平成28年度における社会保障の充実」(28年4月21日 第6回 社会保障制度改革推進会議 厚生労働省資料)より引用

また、引上げ分の国・地方の消費税収を地方に配分する際においても、地方消費税収引上げ分は、社会保障4経費(国庫補助負担金)の地方負担分に対応するものとされていた。

総務省資料①

国と地方の役割分担に応じた配分



※1 「社会保障4経費(消費税対象経費)との関係での社会保障給付の整理」(12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料)より

※2 「地方単独事業の総合的な整理」(12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料)を踏まえた整理

引上げ分の消費税込収（地方分）

引上げに係る消費税込収の地方分(1.54%)については、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

地方分 1.54%

地方消費税分
1.2%

社会保障四経費※の社会保障給付費の地方負担分に対応
(都道府県と市町村の配分は、1:1を基本とする。)

※制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用

地方交付税分
0.34%

地方単独事業に対応

地方単独事業(2.6兆円(P45参照))の積算根拠



※1 「給付」に該当するかどうか

対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため、80%を乗じる(総務省調査に基づく社会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は20%)。

※2 「制度として確立された」ものであるかどうか

地方単独事業については、地方交付税により財源を確保することを踏まえ、「制度として確立された経費」の割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である75%(地方財政計画の一般財源総額に占める基準財政需要額の割合)とする。

【上記4.3兆円の内訳】

厚生労働省が「社会保障4分野」に該当すると分析した事業(3.8兆円)

医療

- ・国民健康保険
- ・乳幼児医療費助成(義務教育就学前分)
- ・障害者(心身障害児、精神障害者)医療費助成
- ・妊産婦健康診査
- ・公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院(一般会計負担)
- ・夜間休日等救急医療体制(病院群輪番制)運営費補助(1・2次救急)

介護

- ・高齢者日常生活支援
- ・介護予防・地域支え合い事業(生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等)

子ども・子育て

- ・保育所(公立・私立)
- ・幼稚園(公立・私立)
- ・児童相談所
- ・放課後児童健全育成(放課後児童クラブ、放課後こども教室等)

「則った範囲」として追加する事業(0.5兆円)

医療

- ・予防接種
- ・乳幼児健診
- ・がん検診
- ・保健所(保健師) (注1)

介護

- ・養護老人ホーム等(老人保護措置費)(公立・私立)
- ・その他の施設(注2)
- ・居宅介護・活動支援等(注2)

子ども・子育て

- ・その他の施設(注2)
- ・地域療養・居宅介護等(注2)

(注1)「保健所(保健師)」は、健康診査や予防接種等の業務に関連する保健師の人件費に限定。

(注2)地方単独事業は複数分野にわたって総合的に実施されていることを踏まえ、障害者・児を対象とする事業のうち、高齢者の介護に該当する事業に相当する部分及び子ども・子育ての事業に相当する部分を「則った範囲」と整理。

このような状況の下、地方消費税の引上げ分を国における諸般の説明との整合性を踏まえ、社会保障4経費充実分の地方負担分に優先充当することも考えられる。ただし、社会保障4経費は国庫補助負担金であり、その内示がなされる前段階の当初予算で、そのような形で地方消費税引上げ分の使途を明確化することには、実務的課題もある。

厚生労働省資料

平成28年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成28年度 予算額 (注1)	国分		地方分	(参考) 平成27年度 予算額
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	5,593	2,519 (注3)	3,074	4,844	
	社会的養護の充実	345	173	173	283	
	育児休業中の経済的支援の強化	67	56 (注4)	11	62	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	904
		・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	422	298	124	392
	地域包括ケアシステムの構築	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	724
		・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,051
		・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	390	195	195	236
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充等	2,244	1,412	832	1,864
		被用者保険の拠出金に対する支援	210	210	0	109
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	248
	難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	218	109	109	221
難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等		2,089	1,044	1,044	2,048	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	32	32	0	20	
合 計		15,295	7,955	7,340	13,620	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

⇒ **整合的かつ明確な指針が示されねば、地方消費税引上げ分の社会保障財源化に対する説明責任を地方団体が果たし得ず、あるべき清算基準の検討も阻害されかねない。**

法人県民税特例制度の概要

この地方消費税取引上げ分の使途の明確化のあり方については、昨年の本県税制調査会答申で今後とも税率や使途事業について検討していくことの必要性が指摘された本県の法人県民税特例制度のあり方とも密接に関連する。

項目	内容
納税義務者	県内に事務所等を有する法人等
税率	法人税額の4.0%のうち、標準税率(3.2%)を超える0.8%部分 但し、以下の対象法人は3.2% ※H26.10.1以後に開始する事業年度 【対象法人】 次の法人のいずれかで、かつ法人税額又は個別帰属法人税割が年1,000万円以下の法人 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本又は出資を有しない法人 ③ 県税条例第20条第4項において法人とみなされる法人
適用期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間に終了する各事業年度分
税金による使途	上記0.8%部分の税金(下記)は、「社会福祉施設等整備基金条例」により基金に積み立て、使途事業に充当
税金	約337百万円(平成27年度決算ベース)

<制度の趣旨>

社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、法人県民税(法人税割)について昭和51年から条例による特例制度の適用を実施し、社会福祉施設整備基金に積み立てて活用

<主な使途事業(H23~H27)>

- ・障害者福祉施設整備：障害福祉サービス事業所整備
- ・老人福祉施設整備：特別養護老人ホーム整備
- ・児童福祉施設整備：中央こども家庭相談所センター整備
- ・医療施設整備：県立医大病院E病棟整備

<制度の経緯>

適用期間	S61~H2	H3~H7	H8~H12	H13~H17	H18~H22	H23~H27	H28~H32	
目的	社会福祉施設の整備	社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備						
対象法人	資本金額等が1億円以上 または 法人税額400万円を超える法人	同左	資本金額等が1億円以上 または 法人税額1,000万円を超える法人				今回	
税率	6.0% (中小法人等5.0%) 特例分1.0%	5.8% (中小法人等5.0%) 特例分0.8%				H26.10~ 4.0% (中小法人等3.2%) 特例分0.8%		

法人県民税超過課税について (答申)

平成27年11月17日
奈良県税制調査会

法人県民税の超過課税は、昭和51年度より導入された法人県民税の法人税割に対し、地方税法の定める標準税率を超えた税率により課税されている超過課税である。導入にあたっては、当初「社会福祉施設の整備」を、平成3年度からは、「社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備」を図ることを目的としている。また、課税期間としては、「平成28年3月31日までに終了する各事業年度分の法人税割」とされている。

そのため、本年度末において、課税期間の期限が到来することとなり、平成28年度以降の本税制度について、奈良県より意見を求められたため、検討を行い、県に対し提言を行うものである。

<超過課税の評価について>

この超過課税は、創設当初から社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に実施されてきたが、これまで県内では多くの関係施設整備が行われてきており、最近の5年間では、中央こども家庭相談センターの整備等の児童福祉、障害福祉及び老人福祉の各福祉施設並びに県立医大病棟整備等の医療施設整備に充てられるなど、一定の役割を果たしていると認められる。

今後も新奈良総合医療センターの整備をはじめ多くの関係施設整備の計画がされていることから、当該超過課税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

なお、平成28年度以降も引き続き以下のような検討が必要である。

※ この超過課税制度の目的は、社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備であり、負担する法人が享受する利益について検証することが必要である。

従来、この超過課税は、企業が住民にとってのセーフティネットとしての機能を果たしており、働く人やその家族が利用する医療や福祉関係の施設の充実が企業にとっての生産コストを引き下げる効果をもたらす、といった企業を中心とした意義が強調されてきた。しかしながら、奈良県が今後も医療、福祉について充実を図っていくのであれば、直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきという視点にた

った考えにも留意する必要がある。
また、国で行われている地方法人課税改革の動向にも注視しつつ、この超過課税制度のあり方の検討についても、今後の課題として掘起しておく。

<超過課税の課税対象について>

当該超過課税制度では、奈良県では、資本金等が1億円または法人税額1千万円超の法人を対象としている。前述のように、直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきとの観点から、対象条件を引き下げて税率を低くするという考えはある。他方、当該基準は、中小企業を課

税対象から外しているものの、現時点では負担している企業の規模から見ると資本金が10億円未満の企業も多く負担しており、担税力の高い大企業のみを狙い撃ちしているとまでは言えないこと、また、34の都道府県が奈良県と同じ基準であることなどから、課税対象は現行のまま据え置くことが適当である。

<超過課税の税率について>

奈良県では、当該超過課税対象法人に対する税率を、標準税率に0.8%上乘せして課税している。

税収はこの5年では年間約3億5,000万円前後で推移しているが、昨今の経済情勢等により、当該超過課税分の税収は減少傾向にある。ただし、対象事業費についても10年以上前と比較して減少傾向にあることから、事業費に占める超過分の税収のウェイトは逆に高まっているところである。

しかし、保育施設の充実など県内の法人活動の活発化にも資する事業に対する社会的な要請があること、また、全国的には44道県が同じ超過税率(0.8%)を採用していることから、税率も現行のまま据え置くことが適当である。

奈良県と全く同じ適用条件(超過税率0.8%、資本金1億円又は法人税額1千万円超)であるのは、33道府県となっており、適用期間についても、45道府県が5年間となっている。

<超過課税の使途事業について>

当該超過課税の使途事業費は、社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に事業実施されており、先述のようにこれまで県内では多くの関係施設整備が行われていることから、一定の役割を果たしているといえる。

ただ、昨今の経済状況を鑑みると、評価のところ述べたように、法人の利益に担税力を見出し超過課税を行うのであれば、負担している法人に対しての合理的な説明が必要であることから、使途事業として、法人において勤務する労働者にとり、より働きやすい環境を整えるという観点に立脚し、それらの環境づくりに資する、保育や修学前教育等の児童福祉施設、あるいは介護等に係る老人福祉施設等のさらなる充実を検討することが適当である。

<超過課税の見直し規定について>

上記のとおり、多くの都道府県で採用しているように課税期間は5年間とし、5年後には再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当であるが、当調査会で議論されたように、税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みについても併せて検討することが適当である。

地方消費税の清算基準の見直し提言(まとめ)

平成27年度税制改正

- ① 清算基準に用いられるサービス統計の経済センサス活動調査への置換えに伴い、サービス分の統計のシェア上昇が生ずることで、サービスの未把握の代替とされる従業者基準の比率引下げ(従業者基準から人口基準への2.5ポイントの振替え)が行われた。
- ② その際、消費地と異なる場所で計上されていると考えられる取引(「情報通信業」、「旅行業」、「競輪・競馬等」)及び非課税取引の一部(「土地売買業」など)が経済センサス活動調査から除外された。
- ③ 除外された取引分については、①のシェア上昇分の減殺を通じて、従業者基準の比率があるべき比率より高止まりすることとなった。

経済統計の改善の動きや仕向地主義の徹底を図る国際課税の動向等を踏まえ、供給側の統計への過大な依存を脱却する観点から見直し

平成29年度税制改正に向けた提言

提言Ⅰ 平成19年商業統計から平成26年商業統計への置換えが行われ、これによって経済センサス活動調査との産業分類上の整合性がとられることになるため、これに伴い生ずるサービス分のシェア上昇について、平成27年度税制改正における上記①の対応を貫徹すべく、従業者基準から人口基準への更なる振替え(従業者基準の比率の引下げ、人口基準の比率の引上げ)を行うべきである。

提言Ⅱ その際、消費者と異なる事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売について商業統計から除外し、その分統計基準のウェイトを引き下げ、人口基準の比率を引き上げるべきである。

- 提言Ⅲ** 経済センサス活動調査についても、平成27年度税制改正における上記②、③の対応を見直し、
- イ 平成27年度税制改正で除外された消費地と異なる事業者の所在地で計上されていると考えられた取引分（「情報通信業」、「旅行業」、「競輪・競馬等」）について、除外によって生じたサービス分の過小評価については従業者基準の比率の高止まりを見直し、その分人口基準の比率を引き上げるべきである。
 - ロ 国際課税の動向等を踏まえ、消費地と異なる場所で計上される取引の除外を徹底（「社会通信教育」、「持ち帰り配達飲食サービス業」、「学術研究、専門・技術サービス業」を除外）し、その分統計基準のウェイトを引き下げ、人口基準の比率を引き上げるべきである。
 - ハ 非課税取引のうち社会保障分野（医療・福祉）の取引について、最終消費者（非課税事業者）による地方消費税の負担の状況と乖離した統計の計上が行われていることや他の非課税取引のバランスから、除外することにより統計基準のウェイトを引き下げ、消費税収の社会保障財源化等を踏まえ、その分人口基準の比率を引き上げるべきである。

○提言Ⅰ～Ⅲによる清算基準の見直し案

【現行】			【清算基準(案)】		
統計基準	小売年間販売額 (H19商業統計)	75%	統計基準	小売年間販売額 (H26商業統計)	60%
	サービス業対個人事業 収入額(H24経済センサス活動調査)			サービス業対個人事業収入額(H24経済センサス活動調査)	
	人口基準	15%		人口基準	35%
	従業者基準	10%		従業者基準	5%

提言Ⅳ 商業統計の店舗販売の2分の1について、昼夜間人口割合で割ることにより補正すべきである。

抜本的見直しに向けた提言

将来的な地方消費税の清算基準については、地方の社会保障経費の実態を反映した清算基準を検討していくべきであり、そのためにも、更には地方消費税を負担する地域住民の納得を得るためにも、地方消費税収の使途の明確化のあり方について、国における諸般の説明とも平仄を合わせた統一的な基準を明確化することを含め、見直すべきである。